

新型コロナウイルス感染症の労災手続きに関するフローチャート

新型コロナウイルス感染症と思われる症状を発症した。あるいは、濃厚接触者になった。

PCR検査を受けた
※民間の検査機関で受けた場合も含む

検査結果が陰性

「疑い症」に該当する場合には、労災認定の可能性あり

検査結果が陽性

入院できず、自宅療養
ないしホテル療養

入院治療

退院

退院後も、微熱や倦怠感、痛み、息切れなど
様々な症状に悩まされている

休業した期間の補償については、保健所から「**就業制限期間証明書**」等を出してもらい労災補償（休業補償）を請求できる。
※往診があった場合には、その医療費について、**公費負担の補助**あり。

①入院中の医療費は、**感染症法の入院医療費公費負担制度**の対象（自己負担なし）。後から、労災保険に切り替えることも。
②休業した期間の補償については、労災補償（休業補償）を請求できる。

退院後に通院が続いている場合、その医療費は、感染症法の公費負担制度の対象にならない。そうした通院や薬代の医療費は、労災補償（療養補償）を請求できる。
退院後も、そうした症状で休業が続いている期間については、労災補償（休業補償）を請求できる。
通院の際の交通費も、労災請求すれば認められる場合がある。→ <https://joshrc.net/archives/4678>

※感染経路が仕事に関係していると特定されている／感染経路は不明でも、職場で感染した人がいるケースや、多数の顧客に接する労働環境で働いているケースなどの場合、労災認定される可能性がある（認定基準は広い）。

※具体的な労災認定事例→ <https://www.mhlw.go.jp/content/000647877.pdf>